

鉾田市建設部都市計画課

都市計画法に基づく 開発行為等申請書類

～開発行為等申請書式集～

令和7年4月

目 次

制度の概要	2
適用除外事業	3
※適用事業	6
事前相談から開発許可申請までのフロー	8
その他関連法令等との調整等	9
開発許可申請から建築確認申請までのフロー	10
銚田市開発行為指導要綱	12
銚田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則	40
省令別記様式第二 開発行為許可申請書	77
省令別記様式第四 工事完了届出書	78
省令別記様式第八 開発行為に関する工事の廃止の届出書	79
銚田市開発登録簿閲覧規則の制定について	80
銚田市手数料徴収条例～開発行為許可申請等手数料～	83

制度の概要

『開発行為』とは、都市計画法第4条第12項の規定により「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」をいう。」と定められています。

- (1) 開発行為 主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
- (2) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するものなど
- (3) 建築物 建築物の新築、増築、改築または移転
- (4) 特定工作物 第一種特定工作物と第二種特定工作物がある。
 - イ．第一種特定工作物 コンクリートプラント、アスファルトプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある一定の工作物
 - ロ．第二種特定工作物 ゴルフコース、大規模（1ha 以上）運動レジャー施設または墓地

開発許可を要する土地の「区画形質の変更」を分類整理すると、土地の「区画」「形」「質」それぞれの項目について次の検討が必要です。

■ 土地の「区画」の変更

公共施設（道路や水路等）の新設及び改廃を伴うもので、具体的には道路や水路等の新設、付替え、廃止等を行うものです。

なお、公共施設とは、都市計画法施行令第1条の2に規定する道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する貯水施設をいいます。

■ 土地の「形」の変更

土地の切土、盛土を伴うもので、現状を変えて利用する場合です。

具体的には、切土の高さが2mをこえる場合、盛土の高さが1mをこえる場合、一体的な切盛土の高さが2mをこえる場合、切土・盛土をする土地の面積が3000平方メートルをこえる場合のうち、いずれか一以上に該当する行為が対象になります。

なお、建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎事業、土地の掘削等の行為は「形」の変更に該当しません。

■ 土地の「質」の変更

農地等宅地以外の土地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的とすることです。

適用除外事業

法 29-1-1. 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模がそれぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

法 29-1-2. 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

政令 20-1-1. 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物

政令 20-1-2. 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物

政令 20-1-3. 家畜診療の用に供する建築物

政令 20-1-4. 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物

政令 20-1-5. 前各号に掲げるもののほか、建築面積が 90 平方メートル以内の建築物

法 29-1-3. 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

政令 21-1-1. 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物

政令 21-1-2. 河川法 が適用され、又は準用される河川を構成する建築物

政令 21-1-3. 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設である建築物

政令 21-1-4. 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業若しくは同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物

政令 21-1-5. 石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設である建築物

政令 21-1-6. 道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物

政令 21-1-7. 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設である建築物

政令 21-1-8. 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設である建築物

政令 21-1-9. 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物

政令 21-1-10. 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物

政令 21-1-11. 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成 17 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

政令 21-1-12. 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物

政令 21-1-13. 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による放送事業の用に供する放送設備である建築物

政令 21-1-14. 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業（同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第 16 号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）を設置する施設である建築物

政令 21-1-15. 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業若しくは同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第 8 項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第 2 条第 3 号から第 5 号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物

政令 21-1-16. 水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物

政令 21-1-17. 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館の用に供する施設である建築物

政令 21-1-18. 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館の用に供する施設である建築物

政令 21-1-19. 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物

政令 21-1-20. 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 84 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場である建築物

政令 21-1-21. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 2 項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 2 項に規定する化製場若しくは同条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物

政令 21-1-22. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽である建築物

政令 21-1-23. 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定する中央卸売市場若しくは同条第 4 項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物

政令 21-1-24. 自然公園法第 2 条第 6 号に規定する公園事業又は同条第 4 号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物

政令 21-1-25. 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物

政令 21-1-26. 国、都道府県等（法第 34 条の 2 第 1 項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

※適用事業

- イ 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所の用に供する施設である建築物
- ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの
- ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

政令 21-1-27. 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物

政令 21-1-28. 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する水資源開発施設である建築物

政令 21-1-29. 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）第 18 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物

政令 21-1-30. 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 15 条第 1 項第 1 号 又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号）第 11 条第 3 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

法 29-1-4. 都市計画事業の施行として行う開発行為

法 29-1-5. 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

法 29-1-6. 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

法 29-1-7. 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

法 29-1-8. 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

法 29-1-9. 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為

法 29-1-10. 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

法 29-1-11. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

政令 22-1-1. 仮設建築物の建築又は土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

政令 22-1-2. 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

政令 22-1-3. 建築物の増築又は特定工作物の増設で当該増築に係る床面積の合計又は当該増設に係る築造面積が 10 平方メートル以内であるものの用に供する目的で行う開発行為

政令 22-1-4. 法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行為

政令 22-1-5. 前号に掲げるもののほか、建築物の改築で当該改築に係る床面積の合計が 10 平方メートル以内であるものの用に供する目的で行う開発行為

事前相談から開発許可申請までのフロー

要綱…鉾田市開発行為指導要綱（平成 22 年告示第 19 号）

規則…鉾田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行規則（平成 22 年規則第 号）

法……都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

政令…都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）

省令…都市計画法施行規則（昭和 44 年省令第 49 号）

開発計画【事業者】

1. 事前相談（要綱第 10 条）【事業者→市長】

- ・ 立地における土地利用上の規制等確認

2. 事前協議（要綱第 11 条）【事業者→市長】

- ・ 公共公益施設管理者事前協議申請書（要綱様式第 1 号）
- ・ 事業計画書（要綱様式第 2 号）
- ・ 設計説明書（規則様式第 1 号）
- ・ 土地明細書（要綱様式第 3 号）
- ・ 要綱別表 1 に掲げる図書添付

周辺住民との調整（要綱第 15 条）【事業者→住民】

- ・ 必要に応じて説明会の開催

3. 鉾田市開発許可等調整会議（要綱第 12 条）

- ・ その他関連法令等の調整
- ・ 公共施設の管理及び帰属協議

4. 公共施設管理者との個別協議【事業者→関係課】

- ・ 構造，規格等の協議
- ・ 帰属，移管等の協議
- ・ 管理区分の協議

5. 協議終了（要綱第 13 条）【市長→事業者】

- ・ 公共公益施設協議済通知書（要綱様式第 4 号）
- ・ 公共施設管理者の同意書（規則様式第 4 号）
- ・ 公共公益施設の管理及び帰属等に関する協定書（要綱様式第 5 号）

6. 開発許可申請（法 30 条）

その他関連法令等との調整等

関係法令等	担当課	協議・確認内容
1 交通協議	危機管理課 道路管理者 鉾田警察署	・ 出入口の協議
2 消防法	危機管理課 鉾田消防署	・ 消防水利協議
3 鳥獣保護法	生活環境課	・ 鳥獣保護区域の有無
4 騒音規制法 茨城県公害防止条例		・ 特定建設作業の届出
5 鉾田市残土条例		・ 発生残土による埋立て、盛土許可
6 森林法	農業振興課	・ 保安林区域の有無 ・ 地域森林計画対象民有林伐採届 ・ 林地開発許可申請
7 農振法		・ 農業振興地域（農用地区域） ・ 集团的優良農地
8 大規模小売店舗立地法		・ 大規模小売店舗の新設に関する届出等
9 農地法	農業委員会	・ 転用許可（第4条 第5条） ・ 農地改良届
10 文化財保護法	生涯学習課	・ 貝塚，古墳群，遺跡，城跡等有無照会
11 国土利用計画法	都市計画課	・ 一定面積以上の一団の土地
12 道路法 道路制限令	道路建設課	・ 道路占用許可 ・ 道路工事施行承認許可 ・ 通行制限許可
13 下水道法 浄化槽法	下水道課	・ 接続の有無確認
14 水道法	水道事務所	・ 接続の有無確認
15 風俗営業法	鉾田警察署	・ 協議

開発許可申請から建築確認申請までのフロー

1. 開発許可申請（法 30 条）【事業者→市長】

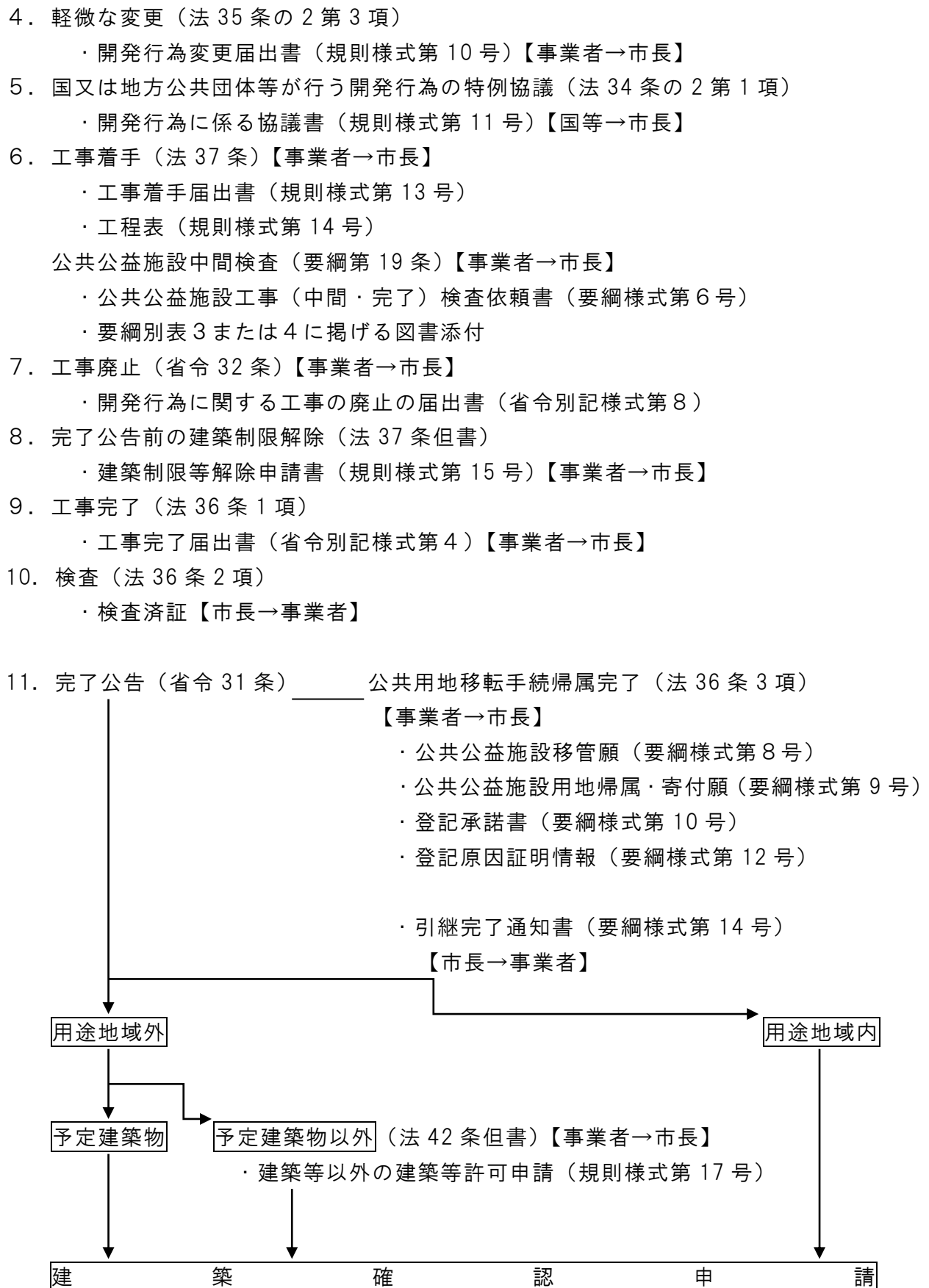
- ・ 開発行為許可申請書（省令別記様式第 2）
- ・ 開発区域となるべき土地の公図の写し
- ・ 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
- ・ 開発区域の面積が 5 ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類
- ・ 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- ・ その他市長が必要と認める図書
- ・ 設計説明書（規則様式第 1 号）
 - 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類（様式第 2 号）
 - 従前の公共施設の管理者等に関する書類（様式第 3 号）
 - 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図
 - 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する場合には、第 1 項の設計説明書には、前項に掲げる図書のほか、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要（規則様式 3 号の 2）
- ・ 公共施設管理者同意書（規則様式第 4 号）
- ・ 開発行為同意書（規則様式第 5 号）
- ・ 設計者の資格申立書（規則様式第 6 号）

2. 許可（法 35 条）

- ・ 設計者の資格審査
- ・ 技術基準の審査
- ・ その他申請書類の審査
- ・ 開発行為許可書（規則様式第 7 号）【市長→事業者】

3. 変更許可（法 35 条の 2 第 1 項）

- ・ 開発行為変更許可申請書（規則様式第 9 号）【事業者→市長】



(目的)

第 1 条 この告示は、本市において開発行為等を行う者（以下「開発事業者」という。）に対して一定の基準による協力と負担を要請することにより、無秩序な開発を防止し、良好な自然環境の保全と公共施設及び公益施設の整備を促進し、災害を防止するとともに快適な居住環境の整備を図り、健全な都市の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発事業 次条に規定する事業をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 開発事業者 開発行為を施行する者をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益施設 教育施設、福祉施設、上水道、集会所、ごみ集積所その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。
- (7) 帰属等 公共施設の用に供される土地の相互帰属及び単純帰属並びに公益施設の用に供される土地の寄附をいう。
- (8) 移管 開発に伴って整備された公共施設及び公益施設(以下これらを総称して「公共公益施設」という。)を、開発事業者が管理することとなる者に引き渡し、管理することとなる者がこれを受納することをいう。

(適用対象)

第 3 条 この告示の適用対象となる事業は、法第 29 条の規定により許可を必要とする開発行為その他市長が必要と認めるものとする。

(開発行為の計画策定)

第 4 条 開発事業者は、茨城県及び本市が定める土地利用又は開発に関する計画、構想等に適合するよう開発行為の計画を策定するものとする。

(法令等の遵守)

第 5 条 開発事業者は、開発行為の実施にあたっては、開発行為に係る関係法令、本市の条例及び規則、茨城県の定める宅地開発に係る技術基準等に定めるもののほか、この告示の規定を遵守するものとする。

(生活環境の保持)

第 6 条 開発事業者は、雨水の排水施設の整備にあたっては、浸透施設を設置し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止並びに地下水の涵養に寄与するとともに良好な生活環境の保持に資するよう努めるものとする。ただし、雨水浸透効果が見込まれないとき、又は雨水を浸透させることにより周辺に危険を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(地区計画等の指定等)

第 7 条 開発事業者は、主として住宅地を目的とする宅地開発事業にあつては、地区計画等の指定、建築協定、緑地協定の締結等により、将来にわたって土地利用の適正化及び生活環境の保全に努めるものとする。

(人にやさしいまちづくり)

第 8 条 開発事業者は、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成 6 年茨城県条例第 40 号)を遵守し、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第 9 条 開発事業者は、その開発行為に関して必要となる公共公益施設の整備及び用地の確保を行うものとし、これらに要する費用は、原則として開発事業者の負担とするものとする。

(事前相談)

第 10 条 開発事業者は、開発行為を行うときは、開発計画、建築計画その他管理計画等について、あらかじめ市長と相談するものとする。

(事前協議等)

第 11 条 開発事業者は、第 10 条の規定による事前相談をした後、次の事項について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

(1) 開発行為の施行に伴い必要となる公共公益施設に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の協議をしようとする開発事業者は、公共公益施設管理者事前協議申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 鉾田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則(平成 22 年規則第 3 号)第 4 条第 1 項に規定する設計説明書

(3) 土地明細書(様式第 3 号)

(4) 別表第 1 に掲げる図書

3 前項の場合において、市長は、開発事業者が申請した書類の補正、差し替え等を命じた場合で、申請を受けた日から起算して、3 月を経過した日において、正当な理由がなくこれらの手続を行わないときは、開発事業者に対して、当該開発行為を実施する意思の有無を確認し、前項に規定する書類を返戻することができるものとする。

(開発許可等調整会議への付議等)

第 12 条 市長は、開発事業者から第 10 条に規定する事前の相談又は協議があつた場合において、市長が必要と認めるときは、開発許可等調整会議に付議するものとする。

2 開発許可等調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(協議済通知等)

第 13 条 市長は、第 11 条第 1 項の事前協議が整ったときは、開発事業者に対し公共公益施設協議済通知書(様式第 4 号。次項において「協議済通知書」という。)及び法第 32 条第 1 項に基づく公共施設の管理者の同意書(次項において「同意書」という。)を交付

するとともに、別表第 2 に掲げる図書を添付した公共公益施設の管理及び帰属等に関する協定書(様式第 5 号。次項において「協定書」という。))により、開発事業者と協定を締結するものとする。この場合において、協定の締結は、法第 30 条に規定する許可の申請前に行うものとする。

- 2 協議済通知書、同意書及び協定書は、交付日及び締結日から起算して 1 年以内に法第 30 条に規定する許可の申請を行なわないときは、その効力を失うものとする。

(標識の掲示及び説明会等の開催)

第 14 条 開発事業者は、開発計画を進めるにあたって、開発計画の内容を周辺の住民に周知させるための標識をその区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 開発事業者は、隣接する土地の所有者にあらかじめ開発計画を説明するとともに、近隣住民から要求があるときは、説明会等を実施するものとする。

(周辺住民等との調整)

第 15 条 開発事業者は、開発行為にあたり周辺住民と調整を必要とするときは、誠意をもって対応し、その同意を得られるように努めるものとする。

(指導の遵守)

第 16 条 開発事業者は、開発行為の計画、設計、工事等の過程において、本市が行う指導に従うものとする。

(工事に伴う安全対策)

第 17 条 開発事業者又は工事施行者は、施行に当たっては、当該工事に係る開発区域及びその周辺の区域において、次に掲げる事態を生じさせないように、適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 土砂崩れ、出水等による災害が生ずること。
- (2) 河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。
- (3) 排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。
- (4) 交通に支障を及ぼすこと。
- (5) その他施行にあたって災害等が生ずること。

(土地利用制限事項等の表示)

第 18 条 開発事業者は、開発区域内の土地又は建物を開発事業者以外の者の使用に供するため、分譲、賃貸等を行うときは、当該分譲、賃貸等を受ける者に対し、法令等による土地利用制限その他諸制限事項について説明し、表示するものとする。

(公共公益施設の検査)

第 19 条 開発事業者は、市が管理することとなる公共公益施設の工事の状況について、その状況を市長に報告し、完了検査及び必要に応じて中間検査を受けるものとする。

- 2 開発事業者は、前項の検査を受けるときは、公共公益施設工事(中間・完了)検査依頼書(様式第 6 号)に別表第 3 又は別表第 4 に掲げる図書を添えて市長に依頼するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の完了検査の結果、その施工が第 11 条第 2 項の規定による申請の内容に適合していると認めるときは、公共公益施設検査済通知書(様式第 7 号。次条において「検査済通知書」という。))により、開発事業者に通知するものとする。ただし、法第 36 条第 2 項に基づく検査済証が交付されるときは、この限りでない。

(移管等)

第 20 条 市が管理することとなる公共公益施設又は市が管理することとなる公共公益施設の用に供する土地は、市長と開発事業者の間で別段の定めをした場合を除き、法第 36 条第 3 項の公告の日の翌日において、無償で本市に移管、又は帰属等させるものとする。

2 開発事業者は、次の手続を検査済通知書が交付される日までに行うものとする。

(1) 移管 公共公益施設移管願(様式第 8 号)に別表第 5 に掲げる図書を添えて市長に提出する。

(2) 帰属等 公共公益施設の用地の分筆登記をし、かつ、所有権以外の権利が登記されているときは、その登記を抹消した上で、公共公益施設用地帰属・寄附願(様式第 9 号)に登記承諾書(様式第 10 号又は様式第 11 号)、登記原因証明情報(様式第 12 号又は様式第 13 号)及び別表 6 に掲げる図書を添えて市長に提出する。

(公共公益施設の管理等の引継完了通知)

第 21 条 市長は、前条の規定による移管又は帰属等が完了したときは、引継完了通知書(様式第 14 号)により開発事業者に通知するものとする。

(瑕疵担保)

第 22 条 開発業者は、第 20 条の規定に基づき市に移管又は帰属等した公共公益施設の瑕疵担保期間は、重大な瑕疵を除き、同条第 1 項の規定により移管又は帰属等がされた日から 2 年間とし、その間に当該瑕疵によって生ずる損害については、開発事業者が、これを補償しなければならない。ただし、市長と開発事業者が特段の定めをしたときは、この限りでない。

(補則)

第 23 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日告示第 51 号)

(施行期日)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 11 条第 2 項関係)

公共公益施設管理者同意協議申請書(様式第 1 号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 開発区域位置図(縮尺 5 万分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 位置を朱書き
2 開発区域区域図(縮尺 2,500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き(開発区域現況図と兼用可)
3 開発区域現況図(縮尺 2,500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 区域内の現況を図示

	(4) 区域周辺の公共施設，既存建物等 (5) BM 位置及び高さ並びに標高差 2m の等高線 (6) 令第 28 条の 2 第 1 号の樹木又は樹木の集団(1ha 以上の開発の場合のみ) (7) 令第 28 条の 2 第 2 号の切盛部分の表土の状況(1ha 以上の開発の場合のみ)
4 土地の公図写し	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 区域内並びに隣接地の地番，地目及び地積所有者名
5 登記事項証明書(写し)	
6 委任状	
7 開発区域求積図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き
8 公共公益施設新旧対照図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 既存，廃止及び新設の別ごとに色分け
9 公共施設用地新旧求積図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 既存，廃止及び新設の別ごとに色分け
10 土地利用計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 公共公益施設の位置及び形状 (4) 予定建築物の用途及び敷地形状 (5) 樹木又は樹木の集団の位置
11 造成計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 切土又は盛土の土地の部分 (4) がけ又は擁壁の位置，形状，高さ及び延長 (5) 縦横断線の位置及び記号 (6) BM 位置及び高さ (7) 各ブロックの形状及び計画高 (8) 道路の位置，形状，延長，幅員及び勾配 (9) 道路中心線及び測点並びに計画高 (10) 排水施設の位置，種別及び形状 (11) 消防水利の位置及び形状 (12) その他の公共施設等の位置，形状，規模等
12 造成計画断面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 縦横断面線の記号 (2) 区域境界の位置 (3) 基準線(D.L)

	(4) 現況地盤面及び計画地盤面 (5) 切土又は盛土の別 (6) がけ又は擁壁の位置及び形状 (7) 道路の位置及び形状 (8) 排水施設の位置及び形状 (9) 法面の位置, 形状, 勾配及び保護の方法
13 造成計画詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 擁壁の寸法, 勾配, 材料の種類及び寸法, 裏込材料の寸法並びに透水層の位置及び寸法 (2) 基礎地盤の土質並びに, 基礎杭の位置, 材料及び寸法 (3) その他の詳細図, 構造図等
14 道路縦断図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 側点及び勾配 (2) 現況地盤高及び計画高 (3) 単距離及び追加距離 (4) 基準線(D.L) (5) 切土及び盛土部分
15 道路横断図(縮尺 30 分の 1 以上)	(1) 幅員及び横断勾配 (2) 路面及び路盤の材料, 品質, 形状及び寸法 (3) 側溝, 埋設管等の位置, 形状及び寸法(幅員又は構造の異なるごとに作成すること。)
16 排水施設計画平面図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 排水区域及び面積 (3) 排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 勾配及び水の流れの方向 (4) 吐口の位置及び放流先名称 (5) 入孔の位置, 管径及び延長
17 排水施設詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 側溝, 水路, 集水桝その他の詳細図 (2) 吐口の構造及び計画高
18 排水計画縦断図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 側点及び勾配 (2) 計画高及び敷高 (3) 短距離及び追加距離 (4) 基準線(D.L) (5) 入孔の位置, 管径, 土被り及び管底高
19 給水施設計画平面図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 給水施設の位置, 形状, 材料, 内のり寸法及び取水方法 (3) 消火栓の位置
20 給水施設詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 各種排水施設詳細図 (2) 給水施設の種類, 形状, 材料及び寸法

	(3) 消火栓の詳細図
21 公園施設計画平面図 (縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 遊戯施設等の位置及び形状 (3) 植栽の位置, 種類及び本数 (4) 隣地との高低差
22 公園施設詳細図, 構造 図等(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 施設の種類, 形状, 材料及び寸法 (2) 施設のパンフレット等 (3) 外柵, 出入口等の詳細
23 消防水利計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 給水管径 (3) 既存又は新設の防火水槽又は消火栓の位置を記入 し, そこを中心として半径 100m(又は 120m)の円を 記入 (4) 防火水槽の位置及び貯水量
24 防火水槽構造図(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 施設の種類, 形状, 材料及び寸法 (2) 施設のパンフレット等
25 ゴミ集積所詳細図(縮 尺 50 分の 1 以上)	施設の種類, 形状, 材料及び寸法
26 各種計算書	(1) 構造計算書 (2) 安定計算書 (3) 雨水及び汚水流量計算書 (4) その他必要な計算書
27 その他必要な図書	

備考

- 1 提出図書は, 様式第 1 号から様式第 4 号までの書類に上記の図書を添付し, A4 ファイルにとじて正本, 副本その他市長が指定した部数を提出すること。
- 2 副本 1 部は, 協議済印を押印して公共公益施設管理者協議済通知書に添付して交付する。
- 3 令とは, 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)をいう。

別表第 2(第 13 条第 1 項関係)

協定書添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 土地明細書	所在, 地番, 地目, 地積及び所有者(様式第 3 号に協定書に係わる土地を記載すること。)
2 土地の公図写し	区域界, 地番, 地目, 地積及び所有者
3 土地利用計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位, 縮尺及び区域界を朱書き (2) 公共公益施設の位置及び形状 (3) 予定建築物の用途及び敷地形状

	(4) 樹木又は樹木の集団の位置
4 公共公益施設新旧対照図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位, 縮尺及び区域界を朱書き (2) 既存, 廃止及び新設の別ごとに色分け
5 公共公益施設用地求積図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 区域界を朱書き (2) 施設別に色分け(新たに設置される公共公益施設用地)

備考 提出図書は, 協定書に印鑑登録印(法人の場合は, 社印及び代表者印とする。)を押印し, 土地明細書及び協定書に定められた図書を A4 サイズで袋とじとし, その他の図書を A4 ファイルでとじて正本 2 部を提出すること。ただし, 完了時に開発行為申請者が土地を取得しない場合は, 土地所有者分の部数も含めて提出すること。

別表第 3(第 19 条第 2 項関係)

公共公益施設工事中間検査依頼書(様式第 6 号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 工事写真	検査に必要な写真
2 その他	検査に必要な図面

備考 提出図書は, 様式第 6 号に工事写真帳及びその他の図書を添付して提出すること。

別表第 4(第 19 条第 2 項関係)

公共公益施設工事完了検査依頼書(様式第 6 号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 公共公益施設工事の竣工図	各工事の竣工図
2 工事写真	工種ごと及び工程ごと
3 公共公益施設用地求積図	竣工後の実測図(区域界は朱書きにすること。)
4 その他	検査に必要な図面

備考 提出図書は, 様式第 6 号に必要な図書を添付して必要部数を提出すること。

別表第 5(第 20 条第 2 項関係)

公共公益施設移管願(様式第 8 号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 公共公益施設工事の竣工図	公共公益施設部分(工事種別ごと)
2 造成工事の竣工図	公共公益施設以外の主要な部分
3 竣工後の写真	竣工後の写真(全景の分かるもの)
4 土地の公図(分筆後)	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
5 地積測量図(写し)	帰属又は寄附予定地(各筆ごと)
6 土地利用計画図	帰属及び寄附部分を明示
7 公共公益施設検査済通知書	様式第 8 号の写し(工事種別ごと)
8 その他	移管に必要な図面

備考 提出図書は, 様式第 8 号に必要な図書を添付して A4 ファイルにとじて 1 部提出し, 添付図書 No.4 から No.6 まで及び No.8 の図書は, 各担当部署数分を提出する。

別表第 6(第 20 条第 2 項関係)

公共公益施設用地帰属・寄附願(様式第 9 号添付図書)

添付図書	明示すべき事項
1 印鑑証明書等	3 月以内の発行のもの
2 土地明細書	様式第 3 号に帰属及び寄附に係わる土地の明細を記載
3 土地の公図(分筆後)	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
4 登記事項証明書	帰属又は寄附予定地の謄本及び写し
5 地積測量図(写し)	帰属又は寄附予定地(各筆ごと)
6 公共公益施設用地求積図	各施設の求積(区域界は朱書きにすること。)
7 確定測量図(No.6 と兼用可)	各宅地の求積(区域界は朱書きにすること。)
8 土地利用計画図	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
9 その他	帰属, 寄附に必要な書類及び図面

備考

- 1 提出図書は, 様式第 10 号に様式第 12 号(又は様式第 11 号に様式第 13 号)及びその他の図書を添付し, A4 ファイルにとじて 1 部提出すること。
- 2 公共公益施設用地の地積測量図と登記事項証明書の地積は一致させること。

年 月 日

公共公益施設管理者事前協議申請書

鉾田市長 殿

住所
申請者 氏名
電話

鉾田市開発指導要綱第 11 条第 2 項の規定により，開発行為に伴う次の公共公益施設について事前協議されるよう申請します。

開 発 区 域 の 所 在	開 発 面 積	開 発 用 途
	m ²	

従前の公共公益施設

施 設 の 種 類	管 理 者	備 考

新たに設置される公共公益施設

施 設 の 種 類	管 理 者	備 考

様式第 2 号(第 11 条第 2 項関係)

事業計画書

開発区域の所在						
用途地域						
開発区域の面積 (㎡)	宅地	田	畑	山林	その他	合計
計画戸数及び人口	戸 人					
建築物の用途						
工事着手年月日	年 月 日 (予定)					
工事完了年月日	年 月 日 (予定)					
設計者	住所					
	氏名					
	電話 ()					
施行者	住所					
	氏名					
	電話 ()					

様式第 3 号(第 11 条第 2 項関係)

土 地 明 細 書

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	所有者氏名	所 有 者 住 所	備 考

(注) 備考欄には，所有権以外の権利及び権利者名を記載すること。

様式第 4 号(第 13 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

公共公益施設協議済通知書

様

銚田市長

印

年 月 日付（受付第 号）で申請のあった協議については、銚田市開発指導要綱第 13 条第 1 項の規定により次のとおり通知します。

条 件

様式第 5 号(第 13 条第 1 項関係)

公共公益施設の管理及び帰属等に関する協定書

銚田市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、
銚田市 地区において行う開発行為に関して、次のとおり協定を締結する。

(基本原則)

第 1 条 乙は、秩序ある市街地の形成と健全な宅地の開発に努め、良好な都市環境の整備を図るものとする。

(基準等の遵守)

第 2 条 乙は、甲との協議を遵守し、開発行為の全工程において甲の指示に従うものとする。

(公共施設用地の帰属及び公益施設用地の確保)

第 3 条 乙は、別記 1 に定める公共施設用地を、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の公告(以下「工事完了公告」という。)の日の翌日において、甲に無償で帰属するものとする。ただし、帰属について特段の定めをした場合は、この限りでない。

2 乙は別記 2 に定める公益施設用地を確保し、甲に無償で寄附するものとする。ただし、別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定による公共施設用地の帰属及び公益施設用地の寄附の手続は、乙の責任においてその用地の分筆登記をし、又は所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消登記を行った上で、公共公益施設用地帰属・寄附願を提出し、それにより甲が所有権移転登記を行うものとする。

(公共公益施設の移管)

第 4 条 乙は、別記 3 に定める公共施設及び別記 4 に定める公益施設を整備し、工事完了公告の日の翌日において、甲に無償で移管するものとする。ただし、移管について特段の定めをした場合は、この限りでない。

(公共公益施設の維持及び管理)

第 5 条 甲に移管した公共公益施設の管理は、工事完了公告の日の翌日から甲が引き継ぐものとする。ただし、公共公益施設の管理について特段の定めをした場合は、この限りでない。

(維持管理の周知)

第 6 条 乙は、乙が管理することとなる公共公益施設で、将来買受け者等に管理を移管するものについては、分譲又は賃貸等の際、それらの施設の維持管理を文書で周知させるものとする。

(関係機関等との協議)

第 7 条 乙は、電気、水道、ガス等の供給施設について関係機関等と協議し、利用する者に不便のないように配慮するものとする。

(公共公益施設の瑕疵担保)

第 8 条 甲の所有となった公共公益施設の瑕疵担保期間は、甲の管理となった日から 2 年とし、この期間中に公共公益施設に機能故障が生じたときは、乙の負担で機能復旧する。

2 前項の規定にかかわらず，地盤沈下その他公共公益施設の機能に重大な支障を来す事由が生じたときは，瑕疵担保期間は，10 年とする。

（その他の事項）

第9条 本協定に記載なき事項が生じたときは，甲乙協議の上，これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 （住所）
（氏名） 銚田市長 印

乙 （住所）
（氏名） 印

(別記 1)

公 共 施 設 用 地

施 設 名	番 号	概 要			用 地 者 管 理 者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (m ²)			

(別記 2)

公 益 施 設 用 地

施 設 名	番 号	概 要			用 地 寄 附 管 理 者	用 地 の 寄 附	摘 要
		幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (m ²)			

(別記 3)

公 共 施 設

施 設 名	番 号	概 要			施 管 理 設 者	施 設 の 移 管	摘 要
		幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (m ²)			

(別記 4)

公 益 施 設

施 設 名	番 号	概 要			施 管 理 設 者	施 設 の 移 管	摘 要
		幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (m ²)			

年 月 日

公共公益施設工事(中間・完了)検査依頼書

鉾田市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

鉾田市開発指導要綱第 19 条第 2 項に基づき、工事(中間・完了)検査を依頼いたします。

1 工 事 名

2 開発行為の区域の所在

3 開発行為の許可番号 年 月 日付け第 号

4 検査内容

年 月 日

公共公益施設検査済通知書

様

鉾田市長

印

年 月 日付けで依頼のあった公共公益施設工事完了検査を実施した結果、申請内容に適合していると認められるので、鉾田市開発指導要綱第 19 条第 3 項の規定により通知します。

1 工 事 名

2 検査年月日 年 月 日

3 開発行為の区域の所在

4 開発行為の許可番号 年 月 日付け第 号

年 月 日

公 共 公 益 施 設 移 管 願

鉾田市長 殿

申請者住所
氏名

印

開発行為(許可番号 年 月 日付け第 号)に係る次の施設については、鉾田市に移管いたします。

施 設 名	規 模 ・ 構 造 ・ そ の 他	施 設 の 所 在 地	備 考

年 月 日

公 共 公 益 施 設 用 地 帰 属 ・ 寄 附 願

鉾田市長 殿

申請者 住所
氏名

印

開発行為(許可番号 年 月 日付け第 号)に係る次の用地については、鉾田市に帰属・寄附いたします。

土 地 の 利 用 目 的 (施設名)	土 地 の 表 示			備 考
	所 在 ・ 地 番	地 目	地 積	

登 記 承 諾 書

次の土地は、開発行為により新たに設置した私所有の公共施設用地であります。都市計画法第 40 条第 2 項の規定により 年 月 日に銚田市に帰属しましたので、所有権移転登記することを承諾いたします。

年 月 日

銚田市長 殿

登記承諾者住所
氏名

印

土 地 の 表 示			
土地の所在・地番	地目	地積 m ²	用途
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

登 記 承 諾 書

次の土地は、開発行為により新たに設置した私所有の公益施設用地であります，
年 月 日に銚田市に寄附しましたので所有権移転登記することを承諾いたします。

年 月 日

銚田市長 殿

住所
登記承諾者 氏名

印

土 地 の 表 示			
土地の所在・地番	地目	地積 m ²	用途
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

登 記 原 因 証 明 情 報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 年 月 日 帰属
- (3) 当事者 権利者(甲) 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
銚田市長
義務者(乙) 住 所
氏 名
- (4) 不動産の表示

土 地 所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

都市計画法第 40 条第 2 項の規定により, 甲に対し 年 月 日に本件不動産が甲に帰属したことにより, 本件不動産の所有権は, 同日, 乙から甲に移転しました。

年 月 日 水戸地方法務局鹿嶋支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 住所 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
氏名 銚田市長 印

乙 住所
氏名 印

登 記 原 因 証 明 情 報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 年 月 日 寄附
- (3) 当事者 権利者(甲) 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
銚田市長
義務者(乙) 住 所
氏 名

(4)不動産の表示

土 地 所 在	地 番	地 目	地 積(m ²)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

乙は、甲に対し 年 月 日、本件不動産を寄附したことにより、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

年 月 日 水戸地方法務局鹿嶋支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 住所 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
氏名 銚田市長 印

乙 住所
氏名 印

年 月 日

引 継 完 了 通 知 書

様

鉾田市長

印

年 月 日付けで申出のあった公共公益施設の用地及び施設については、次のとおり受納いたします。

1 帰属による土地の表示

所 在

面 積

用 途

2 寄附による土地の表示

所 在

面 積

用 途

3 移管による施設の表示

施設名

所 在

規模・構造

銚田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則

平成 22 年 1 月

規則第 3 号

令和 7 年 3 月 26 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第 2 条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及び届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に、法第 30 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発区域となるべき土地の公図の写し

(2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書

(3) 開発区域の面積が 5 ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類

(4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める図書

(設計説明書)

第 4 条 省令第 16 条第 2 項に規定する設計説明書は、様式第 1 号による。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類(様式第 2 号)

(2) 従前の公共施設の管理者等に関する書類(様式第 3 号)

(3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図

3 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する場合には、第 1 項の設計説明書には、前項に掲げる図書のほか、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要(様式第 3 号の 2)を添付しなければならない。

(公共施設管理者同意)

第5条 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面は、様式第4号による。
ただし、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の開発行為に係る当該書面については、この限りでない。

(同意書)

第6条 省令第17条第1項第3号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類は、様式第5号による。

(設計者の資格申立書)

第7条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類には、設計者の資格に関する申立書(様式第6号)を付するものとする。

(開発行為の許可又は不許可の通知)

第8条 法第35条第2項の規定による通知は、開発行為許可書(様式第7号)又は開発行為不許可通知書(様式第8号)により行うものとする。

(変更許可申請等)

第9条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第9号)に、第3条から第7条までに規定する図書、書類又は書面のうち当該変更に係る事項を説明するものを添付しなければならない。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項の規定による通知は、開発行為変更許可書(様式第7号)又は開発行為変更不許可通知書(様式第8号)により行うものとする。

3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(開発行為に係る協議の手続)

第10条 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る協議書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面その他市長が別に定める図書を添付しなければならない。

3 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る変更協議書(様式第12号)に市長が別に定める変更に係る図書を添付して市長に提出しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による協議については、市長が別に定めるところによる。

(工事着手の届出)

第11条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に関する工事に着手しようとするときは、工事着手届出書(様式第13号)に工程表(様式第14号)を添付して市長に届け出なければならない。

(工事完了届出書の添付図書)

第 12 条 省令第 29 条に規定する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 確定測量図

(2) 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

(工事完了の公告)

第 13 条 省令第 31 条に規定する工事の完了の公告は、鉾田市公告式条例（平成 17 年鉾田市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う。

(建築制限等の解除)

第 14 条 法第 37 条第 1 号の規定による建築制限等の解除を受けようとする者は、建築制限等解除申請書(様式第 15 号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、予定建築物等の概要を示す図書を添付するものとする。

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類)

第 15 条 省令第 32 条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発行為に関する工事を廃止した理由書

(2) 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該開発区域内の土地の写真

(3) 開発行為に関する工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類

(建築物の特例許可の申請)

第 16 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物平面図及び配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第 17 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第 17 号)を提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物等平面図及び配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

(標識の掲示)

第 18 条 法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、開発行為許可済票(様式第 18 号)を工事期間中当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けた者は、開発行為変更許可済票(様式第 18 号)を開発行為許可済票に隣接して掲示しておかななければならない。

(承継届等)

第 19 条 法第 44 条に規定する地位を承継した者は、速やかに、開発行為(建築等)許可承継届出書(様式第 19 号)に開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第 45 条に規定する地位の承継について承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(様式第 20 号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証する書類

(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

(監督処分の標識)

第 20 条 法第 81 条第 3 項の規定による標識は、様式第 21 号による。

(身分証明書)

第 21 条 法第 82 条第 2 項に規定する身分証明書は、様式第 22 号による。

(開発登録簿の様式)

第 22 条 省令第 36 条第 1 項の規定による開発登録簿の調書は、様式第 23 号による。

(証明書の交付)

第 23 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、開発行為(建築等)に関する証明申請書(様式第 24 号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 付近見取図

(3) 敷地現況図

(4) 建築物等の平面図及び配置図

(5) 計画の概要を記載した書面

(6) その他市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 26 日規則第 16 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設 計 説 明 書

1 開発区域に含まれる地域の名称											
2 設 計 の 方 針		工 区 計 画		工区 m ²		工区 m ²		工区 m ²			
		基 本 的 方 針									
3 開発区域の現況	区 域 区 分	市街化区域				市街化調整区域				非設定	
	用 途 地 域										
	そ の 他 の 区 域 等										
	地 目	宅 地	農 地	山 林 (樹 高)				そ の 他	計		
				5m 未満	5m～10m	10m 以上	小 計				
	面 積 m ²										
	比 率 %										
4 土地利用計画	用 途	宅 地 用 地						公 共 施 設 用 地	公 益 施 設 用 地	そ の 他 (樹林地)	合 計
		宅 地	そ の 他 の 宅 地				計				
			通 路	緩 衝 帯	緑 地 等	そ の 他 の 空 地					
	面 積 m ²									()	
	比 率 %									()	
	樹 林 の 保 全 等	区 分	対 象 樹 林	伐 採	保 全 の 内 容						植 栽
					公 園	広 場	緑 地 等	そ の 他 の 空 地	計		
					面 積 m ²						
	比 率 %										
	表 土 の 保 全 等	区 分	は く 土 部 分	保 全 等 の 内 容						保 全 等 不 要	
				復 元	客 土	代 替 措 置	計				
				面 積 m ²							
	比 率 %										
	5 公共施設整備計画	開 発 区域内の公 共 用 地	区 分	面 積 m ²	比 率 %	概 要					
			道 路								
公 園 ・ 広 場 ・ 緑 地											
そ の 他											
計											
上 記 以 外 の公 共 用 地		区 分	面 積 m ²	比 率 %	接 続 先 の 状 況 等						
		取 付 道 路									
		排 水 施 設									
都 市 計 画 法 第 32 条 に 規 定 す る 同 意 等			一 部 全 員 同 意	一 部 全 員 協 議 完 了	一 部 全 員 協 議 中						
都 市 計 画 法 第 40 条 に 係 る 協 議			一 部 全 員 同 意	一 部 全 員 協 議 完 了	一 部 全 員 協 議 中						
6 公 益 施 設 配 置 計 画	施 設 名								計		
	面 積 m ²										
	管 理 者								%		
7 区 画 数 等	区画, 最高 m ² , 最低 m ² , 平均 m ²										
8 給 水 施 設	(公営・簡易・専用)水道, 井戸(試験結果 水質一可・不可, 量一充分・少ない)										
9 消 防 施 設	貯水槽(40m ³ 以上)				基	消火栓				個	

備考 1. 3 項, 5 項, 8 項中で既に記載されている事項については, 該当する事項を○で囲むこと。
2. 3 項中のその他の区域等には, 法令等による指定区域及び事業区域等の名称を記載すること。

公共施設の管理者等に関する書類

新たに設置される公共施設

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅 員 寸 法	延 長	面 積			

備考

- 1 つの公共施設用地が 2 以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については、寸法及び延長のみを記載すること。
- 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

公共施設の管理者等に関する書類

従前の公共施設

種 類	番 号	概 要			管 理 者	公 共 施 設 の 用 に 供 す る 土 地 の 所 有 者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅員 寸法	延長	面積				

備考

- 1 つの公共施設用地が 2 以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については寸法及び延長のみを記載すること。
- 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

様式第3号の2(第4条第2項第4号)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要

1	工事主住所及び氏名					
2	設計者住所及び氏名					
3	工事施行者住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積		m ²			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10	工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
		イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
		ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
			切 土	m ³		
		エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					m	m
		オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
					m	m
		カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					c m	m
		キ 崖面の保護の方法				
		ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
		ケ 工事中の危害防止のための措置				
		コ その他の措置				
		サ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	

- 備考
- 1 1 欄の工事主，2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 1 欄の工事主が法人であるときは，工事主住所氏名のほか，当該法人の役員住所氏名を記入すること。
 - 3 2 欄は，資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には，氏名の横に○印を付すこと。
 - 4 3 欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 - 5 4 欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第一位まで記入すること。
 - 6 8 欄は，該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
 - 7 9 欄は，溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7 条第2 項第2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
 - 8 11 欄は，宅地造成及び特定盛土等規制法第2 条第2 号に規定する宅地造成又は同条第3 号に規定する特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入すること。

公 共 施 設 管 理 者 の 同 意 書

年 月 日

殿

公共施設の管理者

住 所

氏 名

印

地内における 事業に係る下記の公共施設に関する開発行為
については、異議がなく同意します。

記

施 設 の 種 類	所 有 者	備 考

開 発 行 為 同 意 書

の施行に係る開発行為については、異議がなく同意します。

1. 土地の関係権利者

[illegible]

2. 工作物の関係権利者

[illegible]

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 3 「権利の種別」欄には、使用権・賃借権その他事業の妨げとなるものを記入すること。

設計者の資格に関する申立書

年 月 日

銚田市長 殿

申立者 住 所
(設計者)

氏 名

生年月日 年 月 日生

1 資格免許等	一級建築士 技術士 登録 第 号(年 月 日)					
2 申告する資格	都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ該当					
3 最終学歴	学校		学部		学科 年 月卒業・中退	
4 実務経歴	会社名又は工事名		職務内容		期 間	
					年 月～ 年 月 年 ヶ月	
					年 月～ 年 月 年 ヶ月	
					年 月～ 年 月 年 ヶ月	
					年 月～ 年 月 年 ヶ月	
5 設計経歴	事業名	工事 施行者	場 所	面 積	許認可番号	年 月 日
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
6 資格を証する書類 (別 添)	(1) 最終学校の卒業証明書 (2) 実務経験年数を証する書面 (3) 施行地区の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあっては、都市計画法施行規則第 19 条第 2 号に規定する資格を有することを証する書面 (4) 都市計画法施行規則第 19 条第 1 号チに該当する者については、都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(昭和 45 年建設省告示第 38 号)に規定する知識及び経験を有することを証する書面とする。					

開 発 行 為 (変 更) 許 可 書

指令第 号		申請者 住 所 氏 名
年 月 日付（受付第 号）で申請のあった開発行為(変更)については、次のとおり許可する。		
年 月 日		
銚田市長		印
開 発 行 為 の 概 要	1 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 そ の 他 の も の の 別	
	8 そ の 他 の 事 項	
許 可 番 号	第 号	
許 可 条 項		
許 可 に 付 し た 条 件		

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、銚田市を被告として(訴訟において銚田市を代表する者は、銚田市長となります。)提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、上記 1 の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

開 発 行 為 (変 更) 不 許 可 通 知 書

指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付(受付第 号)で申請のあった開発行為(変更)については、
次の理由により許可しない。

年 月 日

鉾田市長

印

(理 由)

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、鉾田市を被告として(訴訟において鉾田市を代表する者は、鉾田市長となります。)提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、上記 1 の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

開発行為変更許可申請書

年 月 日		
銚田市長 殿 許可申請者 住所 氏名 都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 自己の住居の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	6 法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	
		受 付 印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容対照させて記載すること(「その他必要な事項」を除く。)。
- 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 4 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開発行為変更届出書

銚田市長 殿

年 月 日

届出者 住所
氏名

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号

年 月 日 第 号

開発行為に係る協議書（正）

年 月 日 鉾田市長 殿 協議申出者 住 所 氏 名 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定により，開発行為について協議します。		
開発 行為 の 概 要	1 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 協 議 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 番 号		年 月 日 第 号
		受 付 印

備考 1 ※印のある欄は，記載しないこと。

備考 2 「その他必要な事項」の欄には，開発行為を行うことについて，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

協議申出者 住 所
氏 名

[illegible]

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 協 議 に 付 し た 条 件	
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号

印

58

開発行為に係る変更協議書（正）

鉾田市長 殿 年 月 日 協議申出者 住 所 氏 名 都市計画法第 35 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更について協議します。		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 協 議 番 号		年 月 日 第 号
※ 変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変 更 の 協 議 番 号		年 月 日 第 号
		受 付 印

備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。

2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること(「その他必要な事項」を除く。)。

3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開発行為に係る変更協議書（副）

年 月 日		
銚田市長 殿		
協議申出者 住 所		
氏 名		
印		
都市計画法第 35 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により，開発行為の変更について協議します。		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変 更 の 協 議 番 号	年 月 日 第 号	
※ 提出のあったこの協議については，同意いたします。		
年 月 日		
銚田市長		印
		受 付 印

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容と対照させて記載すること（「その他必要な事項」を除く。）。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日 鉾 田 市 長 殿 届出者 住 所 氏 名 開発行為に関する工事に着手するので、鉾田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
5 工 事 施 行 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	電話番号
6 設 計 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	電話番号
7 現 場 管 理 者	氏 名	
	連 絡 先	電話番号
		受 付 印

工 程 表

開 発 許 可 番 号 及 び 年 月 日	号 年 月 日												開 発 事 業 者	住所												工 事 施 行 者	住所											
工 事 の 場 所														商号													商号											
工 期	年 月 日から 年 月 日まで													氏名													氏名											
工 程	月 日		月			月			月			月			月			月			月			月			月			月								
	10 20		10 20			10 20			10 20			10 20			10 20			10 20			10 20			10 20			10 20			10 20								

建築制限等解除申請書（正）

年 月 日	
銚 田 市 長 殿	
申請者 住 所 氏 名	
都市計画法第 37 条第 1 号の規定により，次の行為は開発行為に支障がないことを認めて頂きたいので申請します。	
1 申 請 す る 土 地 の 地 名 及 び 地 番	
2 申 請 す る 土 地 の 工 区 名 及 び 面 積	(工 区) m ² の うち m ²
3 申 請 す る 行 為 及 び 予 定 建 築 物 等 の 概 要	
4 申 請 の 理 由	
5 開 発 許 可 の 番 号	年 月 日 第 号
6 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 制 限 の 内 容	
	受付印

建築制限等解除申請書（副）

年 月 日	
銚 田 市 長 殿	
申請者 住 所 氏 名	
都市計画法第 37 条第 1 号の規定により，次の行為は開発行為に支障がないことを認めて頂きたいので申請します。	
1 申 請 す る 土 地 の 地 名 及 び 地 番	
2 申 請 す る 土 地 の 工 区 名 及 び 面 積	(工区) m ² のうち m ²
3 申 請 す る 行 為 及 び 予 定 建 築 物 等 の 概 要	
4 申 請 の 理 由	
5 開 発 許 可 の 番 号	年 月 日 第 号
6 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 制 限 の 内 容	
指令第 号	
上記のとおり承認します(しません)。	
年 月 日	
銚田市長 印	
受付印	

建築物の特例許可申請書（正）

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
敷地	1 地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²	主 要 用 途		
	利 用 形 態	新築	増築	改築	用途変更
2 建築物等	既 存 建 築 物 の 構 造 ・ 階 数 ・ 用 途			申 請 建 築 物 の 構 造 ・ 階 数 ・ 用 途	
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	敷地面積に対する割合 % 申 請 前 申 請
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
	そ の 他 の 事 項				
3 申 請 の 理 由					
4 開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
5 開発許可を受けた際の制限の内容					
6 その他必要な事項					
				受付印	

建築物の特例許可申請書（副）

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
1 敷 地	地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²	主 要 用 途		
	利 用 形 態	新築	増築	改築	用途変更
2 建 築 物 等	既 存 建 築 物 の 構 造 ・ 階 数 ・ 用 途	申請建築物の構 造 ・ 階 数 ・ 用 途			
		申 請 部 分	申請以外の 部 分	合 計	敷 地 面 積 に 対 す る 割 合 % 申 請 前 申 請
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
	そ の 他 の 事 項				
3 申 請 の 理 由					
4 開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
5 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 制 限 の 内 容					
6 そ の 他 必 要 な 事 項					
指令第 号 上記のとおり許可します(しません)。 年 月 日 銚田市長 印					

受 付 印	
-------------	--

予定建築物等以外の建築等の許可申請書（正）

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
敷地	1 地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²	主 要 用 途		
	利 用 形 態	新築(設)	増築	改築	用途変更
建築物等	2 既存建築物の構造・階数・用途	開発許可を受けた際の用途			
		申請部分	申請以外の部分	合 計	予定建築物等の用途
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
3 申 請 の 理 由					
4 開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
5 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 制 限 の 内 容					
6 その他必要な事項					
				受付印	

予定建築物等以外の建築等の許可申請書（副）

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
敷地	1 地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²	主 要 用 途		
	利 用 形 態	新築(設)	増築	改築	用途変更
建築物等	2 既存建築物の 構造・階数・用途	開発許可を受けた際の用途			
		申請部分	申請以外の部分	合 計	予定建築物等の用途
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
3 申 請 の 理 由					
4 開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
5 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 制 限 の 内 容					
6 その他必要な事項					
指令第 号 上記のとおり許可します(しません)。 年 月 日 銚田市長 印					

受付印	
-----	--

開発行為（変更）許可済票

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名		
開発区域及び工区に含まれる地 域 の 名 称		
開 発 区 域 及 び 工 区 の 面 積	開発区域 m ²	工 区 m ²
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
現 場 管 理 者 氏 名		

備考

- 1 この票は、縦 50 センチメートル以上、横 60 センチメートル以上とする。
- 2 木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。
- 3 開発行為変更許可済票にあっては、許可番号及び変更に係る事項についてのみ記載し、開発行為許可済票に隣接して掲示すること。

開発行為(建築等)許可承継届出書

					年	月	日
鉾 田 市 長 殿							
届出者 住 所 氏 名							
都市計画法第 44 条の規定により開発許可に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。							
1 承 継 年 月 日				年 月 日			
2 承 継 理 由							
3 許 可 の 概 要	許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名			続 柄			
	許 可 番 号			年 月 日 第 号			
	許 可 条 項						
	許 可 に 付 さ れ た 条 件						
	そ の 他 の 事 項						
						受 付 印	

地位承継承認申請書（正）

		年 月 日	
銚 田 市 長 殿			
申請者 開発許可を受けた者 住 所 氏 名 地位を譲り受けようとする者 住 所 氏 名			
都市計画法第 45 条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
1 申 請 理 由			
2 許 可 の 概 要	許 可 番 号	年 月 日 第 号	
	許 可 条 項		
	許 可 に 付 さ れ た 条 件		
	そ の 他 の 事 項		
		受 付 印	

地位承継承認申請書（副）

		年 月 日	
銚 田 市 長 殿			
申請者 開発許可を受けた者 住 所			
氏 名			
地位を譲り受けようとする者 住 所			
氏 名			
都市計画法第 45 条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
1 申 請 理 由			
2 許 可 の 概 要	許 可 番 号	年 月 日 第 号	
	許 可 条 項		
	許 可 に 付 さ れ た 条 件		
	そ の 他 の 事 項		
指令第 号			
上記のとおり承認します(しません)。			
年 月 日			
		銚田市長	印
		受 付 印	

(表)

第		号	
身 分 証 明 書			
氏 名			
生年月日		年	月 日
上記の者は、都市計画法第 82 条第 1 項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
年		月	日
銚田市長		印	

(裏)

- 1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯すること。
- 2 関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から 1 年間とする。

開 発 登 録 簿

NO.

番 号

開 発 許 可	許 可 番 号	第 号		許 可 を 受 け た 者	氏 名	
	許 可 年 月 日	年 月 日			住 所	
承 継	承 認 番 号	第 号		承 継 人	氏 名	
	承 認 年 月 日	年 月 日			住 所	
開 発 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称					
	総 面 積			工 区 数	工 区	
	工 区 面 積					
	区 域 ・ 地 域					
	工 事 施 行 者	氏 名		住 所		
	設 計 者	氏 名		住 所		
	予 定 建 築 物 の 用 途	(区 画)				
	法 第 41 条 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容					
変 更 許 可	変 更 許 可 番 号	年 月 日 第 号			年 月 日 第 号	
	変 更 内 容					
変 更 届 出	届 出 年 月 日	年 月 日			年 月 日	
	変 更 内 容					
工 事 完 了 検 査	工 区 名	検 査 済 番 号	検 査 済 年 月 日	完 了 公 告	摘 要	
		第 号	年 月 日	年 月 日		
建 築 制 限 解 除		年 月 日 第 号				
備 考		宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可 有・無				

備考 公共施設のみ場合は、摘要欄にその名称を記入すること。

開発行為(建築等)に関する証明申請書 (正)

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
建築基準法の規定による確認の申請をしたいので、下記のことについて、都市計画法の規定に適合していることを証明願います。					
敷地	地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²		主 要 用 途	
	区 域	市 街 化 区 域 市街化調整区域 非 線 引 き		利 用 形 態	新・増・改・用途変更 (から へ)
	用 途 地 域				
2 建築物等		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	用 途
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
3 開発許可等	番 号 及 び 名 称	年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号()			
	許 可 等 に 係 る 制 限 の 内 容				
4 都 市 計 画 法 の 該 当 条 項					
5 その他必要な事項					
					受 付 印

開発行為(建築等)に関する証明申請書 (副)

年 月 日					
銚 田 市 長 殿					
申請者 住 所 氏 名					
建築基準法の規定による確認の申請をしたいので、下記のことについて、都市計画法の規定に適合していることを証明願います。					
敷地	地 名 及 び 地 番				
	面 積	m ²		主 要 用 途	
	区 域	市 街 化 区 域 市街化調整区域 非 線 引 き		利 用 形 態	新・増・改・用途変更 (から へ)
	用 途 地 域				
2 建築物等		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	用 途
	建 築 面 積 (m ²)				
	延 べ 面 積 (m ²)				
3 開発許可等	番 号 及 び 名 称	年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号()			
	許 可 等 に 係 る 制 限 の 内 容				
4 都 市 計 画 法 の 該 当 条 項					
5 その他必要な事項					
指令第 号 上記のとおり証明します。 年 月 日					
銚田市長					
印					
受 付 印					

開発行為許可申請書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 銚田市長 殿 許 可 申 請 者 住 所 氏 名		※ 手 数 料 欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 そ の 他 の も の の 別	
	8 法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の宅地造成工事
規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けること
により、同法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われる
特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 30 条第 1 項の許可を受けた
ものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第
123 号）第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受け
ることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合において
は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載す
ること。
- 5 ※印のある欄は記入しないこと。

- 6 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、
申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行
われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うこ
とについて、農地法その他の法令による許可、認可等
を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

受 付 印

資金計画書

1.収 支 計 画

（単位：千円）

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	借 入 金	
	自 己 資 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 利 息	
	借 入 償 還 金	
	消 費 税	
	計	

※該当する科目がない場合は、適宜に追加してください

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	計
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	借入償還金				
	計				
収 入	自己資金				
	借入金				
	処分収入				
	宅地処分収入				
	補助負担金				
	計				
借入金 の 借入先					

工事完了届出書

年 月 日

銚 田 市 長 殿

届出者 住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

受付日付印

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

銚 田 市 長 殿

届出者住所氏名

都市計画法第 38 条の規定により,開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日第 号)
を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日

2 開発行為に関する工事の廃止に
係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の廃止
に係る地域の面積

備考 1 届出者が法人である場合には,氏名は,その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

受付日付印

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限り適用する。

(申請書等の提出部数)

第 4 条 法及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及び報告書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(証明書の様式)

第 5 条 法第24条第2項において準用する法第7条第1項に規定する証明書は、様式第1号によるものとする。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第 6 条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告)

第 7 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第49条に規定する期間ごとに宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第2号)に、省令第48条第1項に規定する図書を添付して市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

(第 1 面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 年 月 日限り有効 写 真	
		銚田市長 印	

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考
- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第2号(第7条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

銚田市長 殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号) 〔第19条第1項〕
〔第38条第1項〕の規定に
より、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の 所在地				
3	工事の許可年月日及び許 可番号	年 月 日 指令第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状 況				
9	擁壁の床掘りを完了した ときの状況				
1	鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了したとき の状況				
1	地下に埋設する集水管、暗 渠、管渠等の配置を完了し たときの状況				

備考 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8
欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

銚田市開発登録簿閲覧規則の制定について

平成 22 年 1 月

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 38 条第 2 項の規定に基づき、開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所、及び開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第 2 条 閲覧所の場所は、銚田市都市建設部都市建設課内とする。

(閲覧時間等)

第 3 条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、銚田市の休日を定める条例(平成 17 年銚田市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に定める市の休日とする。

3 市長は、登録簿を整理する場合、その他必要があると認める場合には、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に閲覧を停止し、若しくは閲覧時間を伸縮し、又は休日を設けることができる。この場合においては、閲覧所にその旨を掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第 4 条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、開発登録簿閲覧申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(閲覧所以外の閲覧の禁止等)

第 5 条 閲覧者は、閲覧所以外の場所で登録簿を閲覧することができない。

2 閲覧者は、登録簿を汚損し、又は破損することがないように丁寧に扱うとともに、加筆、消除その他修正を行ってはならない。

3 登録簿の貸し出しは、行わない。

(閲覧の停止又は禁止)

第 6 条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(2) 他の閲覧者等に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(閲覧簿の写しの交付手続)

第 7 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 47 条第 5 項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

開発登録簿閲覧申請書

年 月 日

鉾田市長 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり開発登録簿の閲覧を申請します。

記

1 開 発 地 域 の 名 称	
2 閱 覧 事 由	

様式第 2 号(第 7 条関係)

開発登録簿の写し交付申請書

年 月 日

鉾田市長 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり開発登録簿の写し交付を申請します。

記

1 登 録 番 号	鉾田市 第 号
2 開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
3 開 発 許 可 番 号	第 号
4 交 付 申 請 枚 数	枚
5 使 用 目 的	

銚田市手数料徴収条例 ～開発行為許可申請等手数料～

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。)	(1) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請手数料(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 45,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 90,000円
		開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 130,000円
		開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 180,000円
		開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 220,000円
		開発区域の面積が10.0ヘクタール以上 310,000円
	(2) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請手数料(主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 67,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 130,000円
		開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 210,000円
		開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 280,000円
		開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 350,000円
		開発区域の面積が10.0ヘクタール以上 490,000円
	(3) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請手数料(その他の場合)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 200,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 270,000円
		開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 400,000円
		開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 530,000円
		開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 680,000円
		開発区域の面積が10.0ヘクタール以上 910,000円
	法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、右欄に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は910,000円とする。)	ア 開発行為に関する設計の変更(次欄イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(次欄イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額
		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更について

		は、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発許可申請手数料に規定する額
		ウ その他の変更については 10,000 円
	法第 41 条第 2 項ただし書の規定に基づく用途地域の定められていない区域における建築物の特例許可申請手数料	1 件につき 47,000 円
	法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件につき 27,000 円
	法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものである場合 1 件につき 1,800 円 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものである場合 1 件につき 2,800 円 ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が同項前欄ア及びイ以外のものである場合 1 件につき 18,000 円
	法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料	用紙 1 枚につき 500 円
	都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条の規定に基づく開発行為証明手数料	1 通につき 400 円
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭	法第 18 条第 1 項の規定に基づく工事中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が 0.3 ヘクタール以内のとき 2,700 円 盛土又は切土をする土地の面積が 0.3 ヘクタールを超え 2.0 ヘクタール以内のとき 5,400 円

和 36 年 法律第 191 号。 以下こ の項に おいて 「法」と いう。)	盛土又は切土をする土地の面積が 2.0 ヘクタールを超え 4.0 ヘクタール以内のとき 10,800 円
	盛土又は切土をする土地の面積が 4.0 ヘクタールを超え 7.0 ヘクタール以内のとき 21,600 円
	盛土又は切土をする土地の面積が 7.0 ヘクタールを超え 10.0 ヘクタール以内のとき 37,800 円
	盛土又は切土をする土地の面積が 10.0 ヘクタールを超え るとき 54,000 円